

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書



所轄税務署長等 土浦 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人 筑波大学	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 明・大・昭 平・令 年 月 日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)
給与の支払者の法人(個人)番号 *****	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。 あなたの職員番号 *****	あなたの続柄	あなたの住所 (郵便番号 -)	
給与の支払者の所在地(住所) 茨城県つくば市天王台1-1-1	あなたの住所 又は居所	配偶者の有無	有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭和31.1.1以前生)	特定扶養親族 (平15.1.2生~平19.1.1生)	令和7年中の所得の見積額	非居住者である親族		住所又は居所	異動月日及び事由 (令和7年中に異動があった場合には記載してください。以下同じです。)	
		あなたとの続柄	生年月日				生計を一にする事実 (該当する場合は○印を付けてください。)				
A 源泉控除対象配偶者 (注1)		*****	*****			円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払				
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平22.1.1以前生)	1	*****	*****	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払				
	2	*****	*****	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払				
	3	*****	*****	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払				
	4	*****	*****	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払				
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input type="checkbox"/> 障害者 区分 該当者 一般の障害者 (人) 特別障害者 (人) 同居特別障害者 (人)		本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(9)をお読みください。)		異動月日及び事由		
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。											
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所		控除を受ける他の所得者 (該当する項目にチェックを付けてください。)		氏名	あなたとの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
			明・大・昭 平・令								
			明・大・昭 平・令								

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族 (平22.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号		あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)	令和7年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	
		あなたとの続柄	生年月日							
1		*****	*****		平・令			円		
2		*****	*****		平・令			円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号		あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください。)	令和7年中の所得の見積額(※)	障害者区分	異動月日及び事由
		*****		明・大・昭 平・令			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	寡婦又はひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもので、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所しか提出することができません。
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
 ○この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等をお読みください。

令和7扶養

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、令和7年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書に記載すべき事項が令和6年においてその給与の支払者を経由して提出した申告書に記載した事項から異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて「異動がない」旨を記載した申告書（以下「簡易な申告書」といいます。）を提出することができます。簡易な申告書の提出に当たっては、国税庁ホームページに掲載している、記載のしかた（記載例）をご確認ください（表面の二次元コードからもご確認くださいませ。）。
- (3) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者（特別控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与について」の扶養控除等申告書）を提出することができます。
- (5) 年末調整において、基礎控除又は配偶者（特別）控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「給与所得者の基礎控除申告書」又は「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成し、令和7年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。

2 記載についてのご注意

- (1) この申告書を簡易な申告書として提出する場合には、「あなたの氏名」、「あなたの住所又は居所」及び「あなたの個人番号」欄に記載し、前年に提出した申告書に記載した事項から異動がない旨を余白等に記載してください。
- (2) 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた（源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、年齢16歳未満の扶養親族又は退職手当等を有する配偶者・扶養親族のマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますが、一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- (3) 「給与の支払者の法人（個人）番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又はマイナンバー（個人番号）を記載してください。
- (4) 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- (5) 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。
また、控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
- (6) 「令和7年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額（例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円（収入金額を限度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (7) 源泉控除対象配偶者が非居住者^(注)である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。また、控除対象扶養親族が非居住者であり、その非居住者の年齢が16歳以上30歳未満又は70歳以上である場合には、「非居住者である親族」欄の「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェックを付け、その非居住者の年齢が30歳以上70歳未満で一定の要件を満たす人（下記4⑤ロに該当する人）である場合には、「非居住者である親族」欄の「留学」、「障害者」又は「38万円以上の支払」のうち該当する項目にチェックを付けてください（2以上の項目に該当する場合、いずれか1つにチェックを付けてください。）。
(注)「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない人をいいます。
- (8) 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和7年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
- (9) 「障害者又は勤労学生の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
イ 障害者（特別障害者）……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの障害者（特別障害者）に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名（特別障害者であるときは同居の有無）、マイナンバー（個人番号）^(注)、住所又は居所、生年月日、あなたとの続柄及び令和7年中の所得の見積額（これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民税に関する事項」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます。）
また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和7年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額（送金等をした金額の合計額は、年末調整時に記載します。）
（注）一定の要件の下、マイナンバー（個人番号）の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
ロ 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和7年中の所得の種類とその見積額
(注) 寡婦又はひとり親に該当する人については、この欄の記載を要しません。
- (10) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等（控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます。）を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- (11) 「住民税に関する事項」欄は、①扶養親族のうち年齢16歳未満の人を有する場合及び②退職手当等（源泉徴収されるものに限ります。以下⑭において同じです。）の支払を受ける配偶者（退職所得を除く所得の見積額が133万円以下である人に限ります。）又は扶養親族を有する場合並びに③寡婦又はひとり親に該当する場合（退職手当等の支払を受ける扶養親族を有する場合に限ります。）に記載してください（住民税では、扶養親族等の要件とされる所得の金額には退職所得の金額は含めないこととされています。）。退職手当等の支払を受ける年齢16歳未満の扶養親族について、退職所得を含む所得の見積額が48万円を超える場合には、「16歳未満の扶養親族」欄は記載せず、「退職手当等を有する配偶者」「扶養親族」欄のみ記載します。また、「控除対象外国扶養親族」欄又は「非居住者である親族」欄を記載した場合には、下記3⑵の確認書類を令和8年3月16日までに住所所在地の市区町村に提出しなければならない場合があります。「住民税に関する事項」欄について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

3 添付書類

- (1) 年の途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
- (2) 以下に掲げる親族が非居住者である場合に必要添付書類等の手続の詳細は、国税庁ホームページに掲載している「非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」をご確認ください。
イ 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
ロ 源泉控除対象配偶者である配偶者
ハ 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
【非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ】
- (3) あなたが、勤労学生である場合（専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生の場合に限ります。）には、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。



4 扶養親族等の範囲

<p>【①同一生計配偶者】 所得者（この申告書を提出する人をいいます。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下）の人</p>
<p>【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和7年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者</p>
<p>【③源泉控除対象配偶者】 所得者（令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和7年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下）の人 (注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。</p>
<p>【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の人</p>
<p>【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、次の場合の区分に応じ、それぞれ次に該当する人 イ 扶養親族が居住者の場合 年齢16歳以上の人（平成22年1月1日以前に生まれた人） ロ 扶養親族が非居住者の場合 次のいずれかに該当する人 （イ）年齢16歳以上30歳未満の人（平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人） （ロ）年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人） （ハ）年齢30歳以上70歳未満の人（昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人）のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人」</p>
<p>【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人）</p>
<p>【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）</p>
<p>【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人</p>
<p>【⑨障害者（特別障害者）】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人とは、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被爆者に対する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。 ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和36年1月1日以前に生まれた人）で、市町村長、特別区の区長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。</p>
<p>【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人</p>
<p>【⑪寡婦】 所得者本人で、次のいずれかに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下）、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人（⑫のひとり親に該当する人を除きます。） イ 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、④の扶養親族を有する人 ロ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人</p>
<p>【⑫ひとり親】 所得者本人で、次の全てに該当する人のうち、令和7年中の所得の見積額が500万円以下、かつ、その所得者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない人 イ 現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない人 ロ その所得者と生計を一にする子（他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者を除き、令和7年中の総所得金額等の見積額が48万円以下の子に限ります。）を有する人</p>
<p>【⑬勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。 ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給付所得、退職所得又は雑所得（以下「給与所得等」といいます。）があること。 ハ 令和7年中の所得の見積額が75万円以下（給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下）であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。</p>

記入要領（令7 年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書）

職員番号・氏名(フリガナ)・生年月日・住所(住民登録住所)・配偶者の有無

- 世帯主の氏名・・・住民票のある住所の世帯主を記載
- あなたとの続柄・・・住民票のある住所の世帯主の続柄を記載

2. 扶養親族がいる場合

A. 必須事項

・氏名(フリガナ)・あなたとの続柄・生年月日・住所または居所・令和7年中の所得の見積額 →注)

B. 記載欄

扶養親族が配偶者の場合 **A 欄**に、16 歳以上の場合 **B 欄**に、16 歳未満の場合は申告書下部の「**住民税に関する事項**」欄に記載する。

注)控除の対象となるのは、令和7年中の所得の見積額が以下の場合のみ

- 源泉控除対象配偶者に該当するのは、

申告者本人が **900 万円以下**（給与所得だけの場合は収入額が **1,110 万円以下(所得金額調整控除の適用を受けない場合は 1,095 万円以下)**）で、

扶養される配偶者が **95 万円以下**（給与所得だけの場合は収入額が 150 万円以下）の場合

※夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません

- 控除対象扶養親族に該当するのは、

扶養される者が **48 万円以下**（給与所得だけの場合は収入額が 103 万円以下）の場合

※所得の見積額が上記を超える場合、記載しない(控除の対象とならない)。

※所得・・・収入から必要経費を差し引いた金額。(下表[A]の金額)

【所得の見積額 計算表】

※遺族年金、雇用保険の失業給付金、育児休業中の育児給付金などは、非課税のため所得に含めない。

所得の種類	収入金額等①	必要経費等②	所得金額(①-②)
	円	円	(マイナスの場合は0円)
給与所得 (1)		550,000	
事業所得 (2)			
雑所得 (3)		公的年金等控除額表参照	
配当所得 (4)			
不動産所得 (5)			
退職所得 (6)		(退職所得控除額)	(①-②)×1/2
(1)~(6)以外の所得 (7)		(うち特別控除額 円)	一時所得又は長期譲渡所得は 1/2
(1)~(7)の合計額[A]			

3. 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生

- ・自身又は扶養親族が障害者に該当する場合「C障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生」欄の□にチェックを入れる。
- ・障害者に該当する方は、表及び「障害者又は勤労学生の内容」欄に該当する事実や人数及び氏名等を記載する。

※年齢 16 歳未満の扶養親族及び同一生計配偶者も対象となりますので、ご注意ください。

- ・勤労学生に該当する方は、□にチェックを入れ「障害者又は勤労学生の内容」欄に該当する事実を記載する。
- ・自身が寡婦・ひとり親に該当する方は「C障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生」欄の□にチェックを入れる。
- ・寡婦・ひとり親の控除の対象となるかは、令6 扶養要領をご確認ください。(要件は令和6年と変更ありません)

4. 住民税に関する事項

・「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄は、退職手当等(源泉徴収されるものに限ります)の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限ります。)又は扶養親族について記載します。

・「寡婦またはひとり親」欄は、退職所得を除く合計所得の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦・ひとり親に該当する場合に、チェックを付けます。

記入要領(令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)

令和7年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

一定の条件下、個人番号の記載が不要となる場合があります。

「あなたの住所又は居所」欄には、住民登録のある住所をご記入ください。

2か所以上から給与の支払いを受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

職員番号を確認してください

12345678

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 土浦 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人 筑波大学 給与の支払者の法人(個人)番号 ***** 給与の支払者の所在地(住所) 茨城県つくば市天王台1-1-1	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの個人番号を記載します。 *****	あなたの生年月日 明・大 昭和・平 世帯主の氏名 あなたの生年月日 あなたの住所又は居所(郵便番号) 配偶者の有無 有・無	あなたの生年月日 明・大 昭和・平 世帯主の氏名 あなたの生年月日 あなたの住所又は居所(郵便番号) 配偶者の有無 有・無
---------------------------------------	---	--	---	---

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生

非居住者である親族を扶養している方は、年末調整の際に送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出したこの申告書に送金額等を追記します(送金関係書類等の添付等が必要です)。

世帯主の氏名・続柄を記載してください。

【源泉控除対象配偶者】あなた(令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、(と)生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。)で令和7年中の所得の見積額が95万円以下の人を源泉徴収控除対象配偶者に該当します。

【A】欄には、源泉控除対象配偶者の氏名などを記載します。
※あなたに源泉控除対象配偶者に該当する人がいない場合には、「A」欄に記載する必要はありません。

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上(平成22年1月1日以前生)の扶養親族を記載します。

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。
マイナンバー記入不要

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満(平成15年1月2日～平成19年1月1日生)の場合にチェックを付けます。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上(昭和31年1月1日以前生)の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき → 「同居老親等」
②その人が①以外の人であるとき → 「その他」

【源泉控除対象配偶者】所得の見積額が95万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。

【控除対象扶養親族】所得の見積額が48万円を超える人は、控除対象扶養親族に該当しません。

【非居住者である親族】
・年齢16歳以上30歳未満の人(平成8年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた人)
・年齢70歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)
・年齢30歳以上70歳未満の人(昭和31年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人)のうち、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人」、「障害者」又は「あなたから令和7年中において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受ける人」の該当するいずれかの項目にチェックを付けます。

【同一生計配偶者】

あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の人を同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満(平成22年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

左記の障害者に該当する(人がある)場合又は勤労学生に該当する場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

氏名(フリガナ)	個人番号	あなたの氏名(フリガナ)	あなたの生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族(該当する場合はこの欄にチェックを付けてください)	令和7年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平22.1.2以後生)	*****	あなたの氏名	平 令	住所又は居所	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	*****	あなたの氏名	明・大 昭和・平	住所又は居所	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	円	

年齢16歳未満(平成22年1月2日以後生)の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。

退職手当等(源泉徴収されるものに限る)の支払を受ける配偶者(あなたと生計を一にする配偶者)で、令和7年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下)又は扶養親族(退職所得を除く合計所得の見積額が48万円以下)について記載します。

令和7年中の退職所得の金額を除いた合計所得金額の見積額を記載します。

退職所得を除くと令和7年中の合計所得金額の見積額が48万円以下となる扶養親族を有することにより、あなたが寡婦又はひとり親に該当する場合にチェックを付けます。